

後 志 広 域 連 合

広 域 計 画

(計 画 期 間 : 平 成 1 9 年 度 ~ 平 成 2 3 年 度)



後 志 広 域 連 合

はじめに

道内では古い歴史を持つ後志広域連合区域は、美しく優れた自然環境の下、地域の個性を生かしながら多様な地域社会と産業を創り出し、国内外との交流も盛んで、近年は、国際観光リゾート地として衆目を集めています。

しかし、過疎化による人口減少や高齢化が進行し、高齢化率が30%を超える町村も多くなり、地域社会の存立が危ぶまれる状況も見られるようになりました。

また、景気低迷による税収の低下と三位一体改革の推進による地方交付税の縮減が続き、町村は大変厳しい財政運営を余儀なくされています。町村では、行財政改革による効率的な業務執行に鋭意努めていますが、社会経済環境の変化に伴う新たな業務の発生や多様化する住民ニーズへの対応などにより、町村がそれらに単独で対応することが困難な実情にあります。

さらに、地方分権時代となり、市町村合併や道州制など新しい地方制度の確立に向けた取組が活発化し、北海道では道州制特区の試みが始まり、今後町村への事務権限の移譲が増えるものと考えられ、こうした面でも町村単独での対応には難しさが募ると予想されます。

このような状況の中、後志町村会は、基礎自治体としての能力、体制等の整備や自治を守り発展させるため、平成17年に「後志グランドデザイン」を策定し、基本的な考え方として、合併を目指す町村については協議が整ったところから順次合併を進め、それと並行して、町村の業務量の削減や権限移譲の受け皿となる広域連合を設立することを明示しました。

後志広域連合は、後志支庁管内19町村のうち、様々な事情から不参加となった3町を除く16町村で平成19年4月24日に設立し、当面は9項目について関係機関と調整を図りながら、順次事務処理を行っていくこととしました。

広域連合は、地方自治法第284条に定める地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合）の一つで、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入体制を整備するために、平成6年の法改正で創設された新しい地方自治団体です。そして、このたび策定した広域計画は、同法第284条第3項と第291条の7に定められているもので、広域にわたる総合的な計画です。

広域連合では、平成19年度に滞納整理事務を実施し、平成21年度は国民健康保険・介護保険事務を実施することとしていますが、広域化・集約化が可能な事務については積極的に取り組んでいく必要があり、その調査研究を進めていく考えであります。

しかしながら、広域連合は緒に就いたばかりであることから、今後とも、組織町村や関係機関等の協力の下、円滑で効率的・効果的な事務処理を行っていくとともに、後志支庁管内全町村で組織する広域連合に向け努力を傾けてまいりたい所存です。

未だ小さな灯火（ともしび）でしかない広域連合ではありますが、郷土を慈しみ育みながら町村、住民、事業者、関係機関が連携・協働し、地域に根ざした新しい公共を創出しつつ、明々（あかあか）と輝く「自治の灯火」を掲げ、追求してまいりたいと存じます。

終わりに、御指導、御鞭撻を賜りました関係各位に衷心より感謝申し上げますとともに、今後とも、広域連合への御協力、御尽力を賜りますよう祈念する次第でございます。

平成20年2月

後志広域連合長（蘭越町長） 宮谷内 留雄

目 次

総論

- 1 後志広域連合区域の概要 1
- 2 広域計画の策定に当たり 5

基本構想

- 1 広域連合の将来像 6
- 2 事業の運営方針 6
- 3 項目別の計画策定方針 6

基本計画

- 1 町村税及び個人道民税の滞納整理事務に関連して
広域連合及び関係町村が行う事務に関する事 7
- 2 国民健康保険事業に関連して
広域連合及び関係町村が行う事務に関する事 10
- 3 介護保険事務に関連して
広域連合及び関係町村が行う事務に関する事 16
- 4 広域化の調査研究に関する事務 24
- 5 広域計画の期間及び改定に関する事 25

総論

1 後志広域連合区域の概要

後志広域連合は、後志支庁管内の10町6村によって構成された区域で、「北後志」「岩宇」「羊蹄山麓」「南後志」の4つの地域からなり、人口64,326人と面積3,755.92 km²を有します。

区域は北海道の南西部に位置し、小樽市を含む札幌圏に隣接しています。また、北部と西部には日本海を有し、漁業のほか水稲、畑作、果樹、畜産と多岐にわたる農産物の生産が展開され、「北海道農業の縮図」とも呼ばれています。

全体的に火山性の山岳丘陵地帯が連なる複雑な地勢をなしており、様々な要素が織りなす風光明媚な自然景観はこの地域の大きな魅力であり、中でも、中央部にそびえる独立峰「羊蹄山」は後志のシンボリックな存在で威容を誇り、「ニセコアンヌプリ」に代表される「ニセコ連峰」の山々や積丹半島の最高峰「余別岳」など幾重にも連なる山並みによって、上記の4つの地域に分かれ、それぞれの地域が異なる特色を有しています。

しかし、区域の現状は厳しく、少子高齢化の進展に伴う人口減少と、分権化の中で進められた地方交付税の縮減などから大変困難な行財政運営を強いられ、さらに、今後は権限移譲に伴う町村行財政への圧迫、支庁制度改革を含めた分権型社会への対応などにより、町村行財政は更に悪化を辿るのではないかと懸念されています。

このような厳しい現状の下、本広域連合は、区域が持つ豊かな可能性や潜在能力を最大限生かし、関係町村の連携を強化し、更なる行財政運営の効率化を図り、効果的に広域行政サービスの充実を追求していく考えであります。

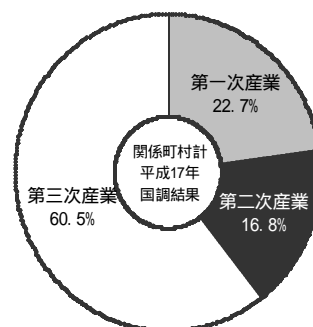
関係町村の状況

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)
島牧村	2,011	946	437.26
黒松内町	3,335	1,566	345.47
蘭越町	5,757	2,433	449.68
ニセコ町	4,663	2,034	197.13
真狩村	2,371	940	114.43
留寿都村	2,119	905	119.92
喜茂別町	2,635	1,268	189.51
京極町	3,412	1,442	231.61
倶知安町	15,686	7,387	261.24
共和町	6,934	2,851	304.96
泊村	2,070	1,018	82.35
神恵内村	1,103	523	147.71
積丹町	2,936	1,346	238.20
古平町	4,045	1,981	188.41
仁木町	3,976	1,766	167.93
赤井川村	1,273	575	280.11
合計	64,326	28,981	3,755.92

注：人口及び世帯数は平成19年3月末日の住民基本台帳結果より

面積は平成17年国調結果より

産業別就労人口



単位：人

	関係町村計
第一次産業	7,785
第二次産業	5,745
第三次産業	20,733
計	34,263

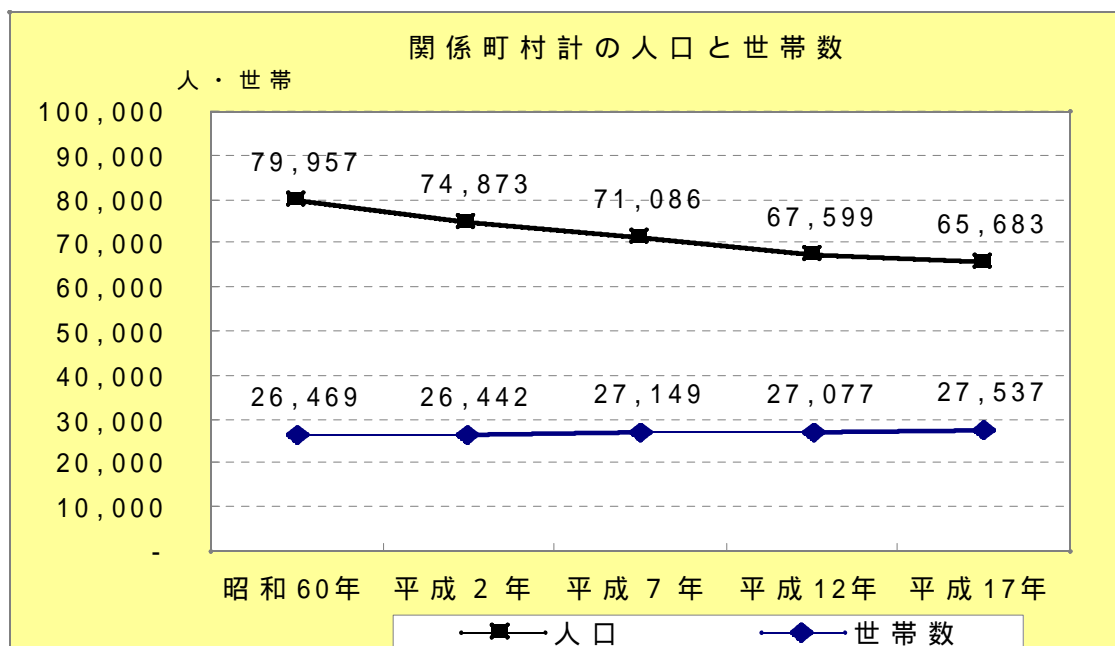
後志広域連合の位置



関係町村別人口及び世帯数

	昭和60年		平成 2年		平成 7年		平成12年		平成17年	
	総人口	総世帯	総人口	総世帯	総人口	総世帯	総人口	総世帯	総人口	総世帯
島牧村	2,767	951	2,502	913	2,301	849	2,224	878	1,996	808
黒松内町	4,214	1,333	3,927	1,355	3,875	1,581	3,608	1,376	3,457	1,387
蘭越町	7,553	2,309	6,986	2,289	6,450	2,276	6,215	2,390	5,802	2,242
二セコ町	4,593	1,529	4,511	1,583	4,641	1,744	4,553	1,766	4,669	1,896
真狩村	3,028	941	2,826	919	2,649	908	2,536	910	2,354	884
留寿都村	2,171	700	2,369	891	2,388	947	2,227	891	2,165	934
喜茂別町	3,749	1,285	3,240	1,168	3,029	1,230	2,843	1,228	2,707	1,233
京極町	4,125	1,352	3,775	1,244	3,489	1,279	3,505	1,311	3,583	1,463
倶知安町	18,892	6,337	18,030	6,596	17,078	6,802	16,184	6,916	16,176	7,043
共和町	8,282	2,860	7,691	2,572	7,430	2,696	7,249	2,752	7,112	2,962
泊村	2,640	927	2,376	933	2,128	880	2,040	857	2,185	1,036
神恵内村	1,797	688	1,596	628	1,481	612	1,325	579	1,319	612
積丹町	4,271	1,467	4,012	1,489	3,648	1,417	3,149	1,290	2,860	1,253
古平町	5,456	1,792	4,967	1,810	4,654	1,760	4,318	1,763	4,021	1,679
仁木町	4,959	1,415	4,595	1,394	4,293	1,425	4,111	1,447	3,967	1,499
赤井川村	1,460	583	1,470	658	1,552	743	1,512	723	1,310	606
合計	79,957	26,469	74,873	26,442	71,086	27,149	67,599	27,077	65,683	27,537

資料：国勢調査結果

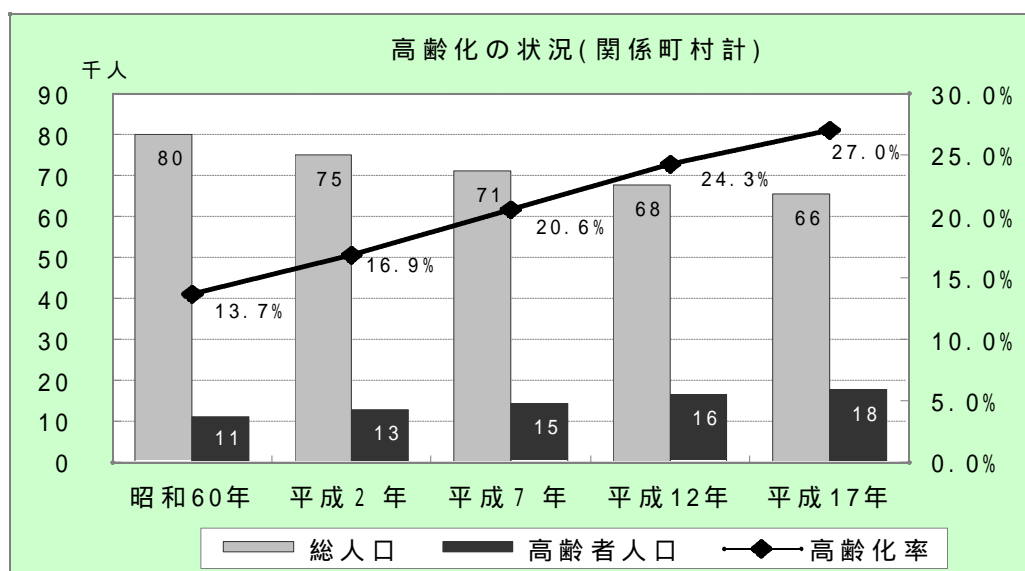


関係町村別高齢者人口

単位：人

高齢者人口	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
島牧村	436	508	610	663	703
黒松内町	727	805	911	1,024	1,086
蘭越町	1,249	1,365	1,586	1,707	1,756
二セコ町	646	805	922	1,081	1,158
真狩村	391	505	562	627	646
留寿都村	308	324	388	438	484
喜茂別町	497	575	625	730	801
京極町	531	637	722	879	1,030
倶知安町	1,658	1,957	2,381	2,725	3,190
共和町	1,140	1,285	1,465	1,609	1,741
泊村	626	655	699	726	696
神恵内村	311	362	460	504	514
積丹町	738	879	1,027	1,061	1,069
古平町	778	881	1,028	1,197	1,314
仁木町	736	836	991	1,153	1,219
赤井川村	197	241	283	311	336
合計	10,969	12,620	14,660	16,435	17,743

資料：国勢調査結果



2 広域計画の策定に当たり

広域計画は、広域連合が掲げる目標や事務処理の方針を具体的に示し、広域連合と関係町村が連携して事務処理を行っていくための指針です。

以下、地方自治法の規定や広域連合規約に基づき、後志広域連合広域計画を作成しました。

(1) 地方自治法 291 条の 7 の主な規定

- ・ 広域連合は、設置後速やかに、連合議会の議決を経て、広域計画を策定しなければならない。
- ・ 広域計画を策定するに当たっては、北海道及び関係町村の基本構想等との調和が保たれるようにしなければならない。
- ・ 広域連合は、広域計画を作成又は変更したときは、直ちに、関係町村に送付し、かつ、公表し、道知事に提出しなければならない。
- ・ 広域連合及び関係町村は、広域計画に基づいて、その事務処理を行わなければならない。
- ・ 広域連合長は、関係町村の事務の処理が広域計画の実施に支障があり、又は支障があるおそれがあると認めるときは、連合議会の議決を経て、関係町村に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(2) 広域計画の構成

この広域計画は、基本構想及び基本計画により構成する。

基本構想

基本構想は、広域連合の事業の運営における基本方針と将来構想を明らかにし、基本計画の指針とするものである。

基本計画

基本計画は、基本構想を受け、広域連合規約第 5 条に規定する項目について具体的な方針を示すものである。

(3) 広域計画の期間及び改定

- ・ 期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間とする。
- ・ 5 年間を単位とし、期間満了前に見直しを行う。
- ・ 事務の追加等によって改定の必要が生じた場合は、随時改定を行う。

基本構想

1 広域連合の将来像

広域連合の取組に当たっては、関係町村との連携の下、住民サービスの向上と事務の効率化に主眼を置くこととし、関係町村の個性を活かしながら地方分権社会にふさわしい行財政基盤の充実を図り、今後道から町村へ事務権限の移譲が増えることが考えられ、権限移譲の受け皿となる広域連合体制の整備に努めます。

また、関係機関等の協力の下、一層簡素で効率的、効果的な事務処理を行っていくとともに、管内全町村で組織する広域連合に向け努力します。

少子・高齢化や環境問題といっためまぐるしい社会経済環境の変化に柔軟に対応し、広域化する新たな行政課題等についての確に対処し、将来にわたって関係町村の住民が安心して暮らせる活力と魅力ある地域社会の建設に努めます。

2 事業の運営方針

(1) 広域事業の効率的実施

広域連合で処理する事務については、関係町村との連携の下、実施状況を常に把握しながら、細部にわたる点検・評価を実施し、効率的な運営を図るための方策を検討する。

(2) 新たな分野での行政事務の広域化

地域住民の広域行政へのニーズを的確に把握するとともに、事務の効率化を図る観点から様々な調査研究を行い、新たな分野における行政事務を広域連合で処理する事務とする。

3 項目別の計画策定方針

基本構想に基づき広域連合が処理する事務については、事務の現状と課題等について把握し、今後の方針と施策を示す。また、今後、引き続き検討すべき事項や新たに生じる広域的な課題等については、「広域化の調査研究に関する事務」により調査研究を行っていくこととする。

(1) 町村税及び個人道民税の滞納整理事務に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること

税負担の公平化の確保と効率的な滞納整理事務の推進のために、今後の方針と施策を策定する。

(2) 国民健康保険事業に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること

広域化のスケールメリットを生かした保険財政の安定化を図り、また、関係町村との連携を密にして保健・医療・福祉の向上に寄与するため、今後の方針と施策を策定する。

(3) 介護保険事務に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること

介護認定審査会、介護保険事務、介護保険事業計画及び介護予防事業に関し、それぞれの事業に関する取組について、今後の方針と施策を策定する。

(4) 広域化の調査研究に関する事務

広域的な住民サービスの向上のために、今後の方針と施策を策定する。

基本計画

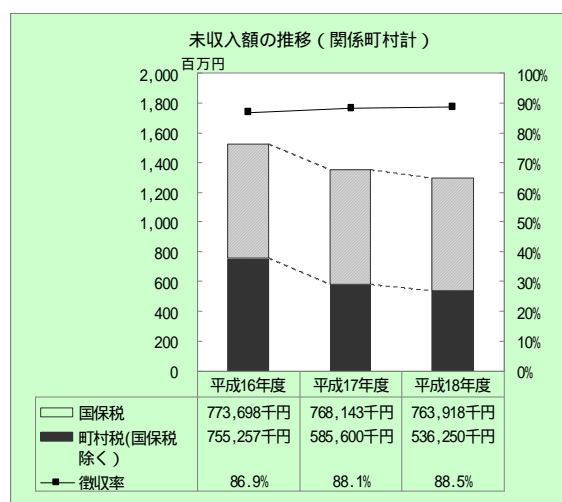
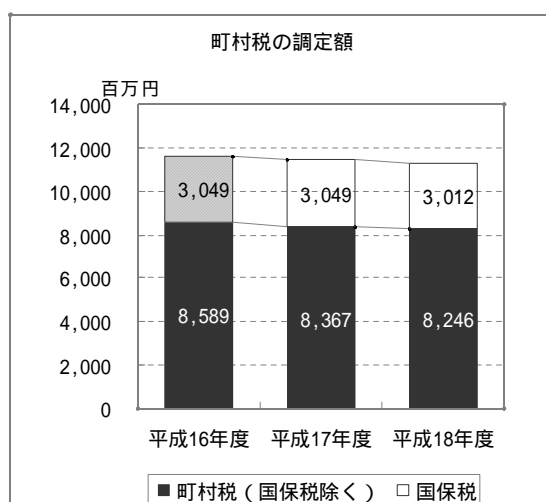
1 町村税及び個人住民税の滞納整理事務に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること

(1) 現状と課題

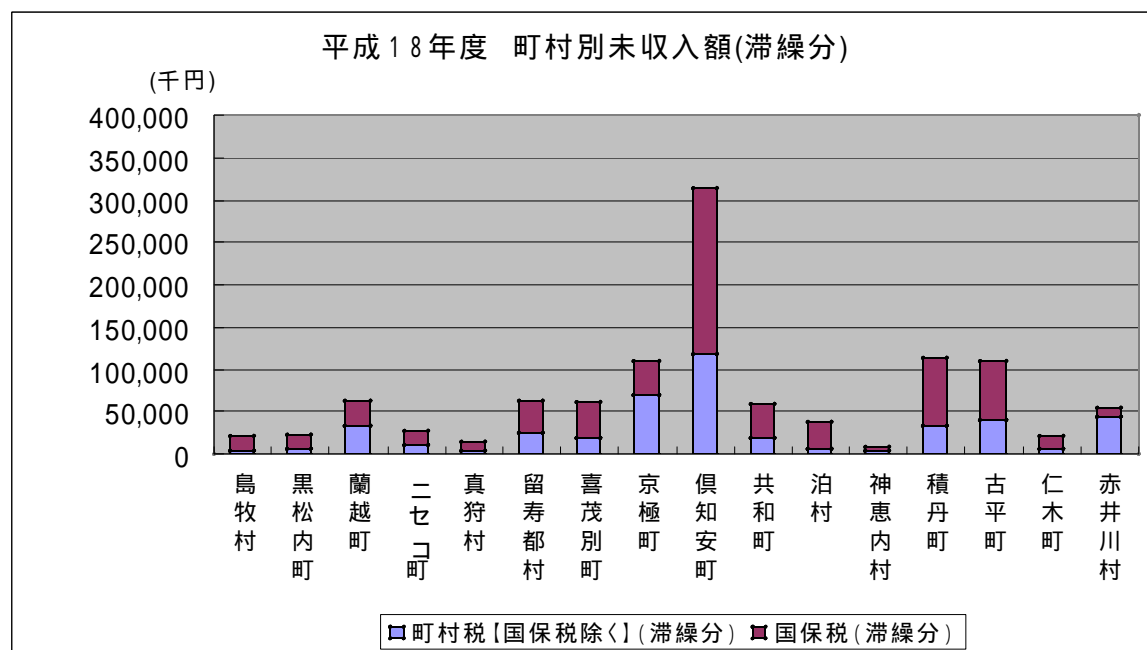
関係町村の最近3年間（平成16～18年度）の町村税の推移をみると、調定額はわずかに減少し、滞納額も減少する傾向を辿っています。

その一方で、平成19年6月に実施された三位一体の改革に伴う所得税から個人住民税への税源移譲によって、個人住民税の調定額の増加による滞納額の増加が懸念されています。

また、個人所得が伸び悩む中で、町村税等に対する住民の関心は一層増しており、税に対する厳正で公平な執行がこれまで以上に求められてきています。

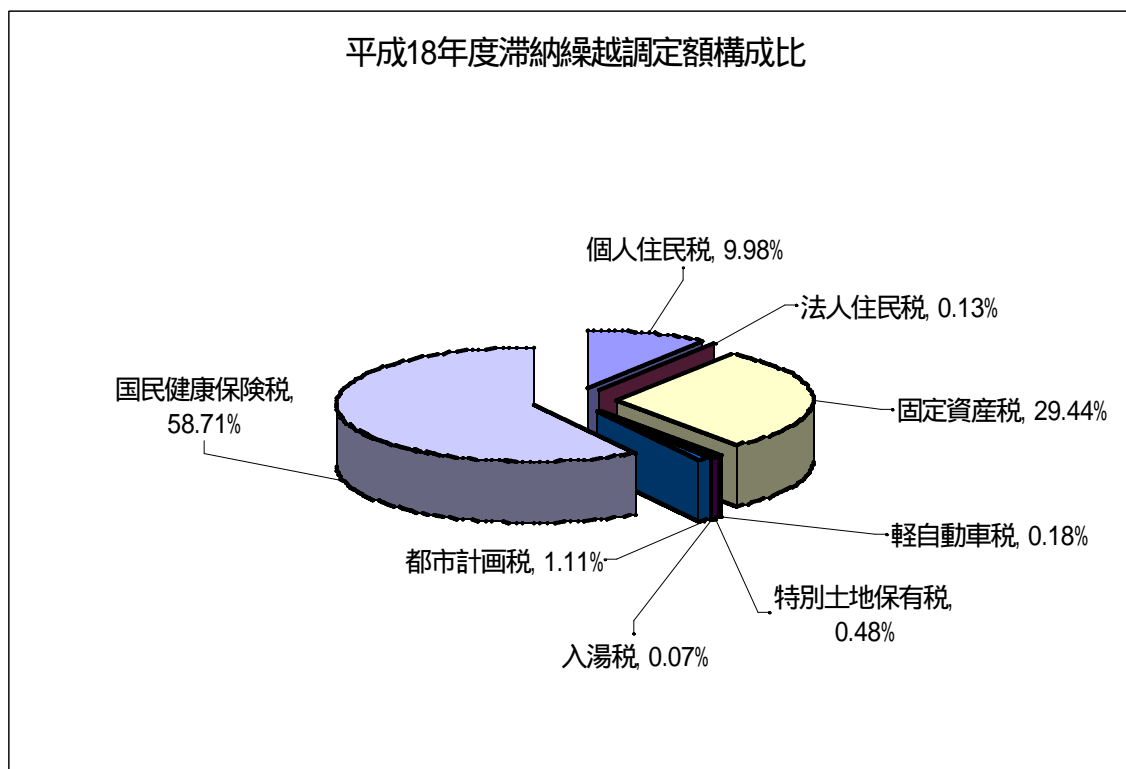


滞納額について、平成18年度の関係町村の状況をみると、全体としては、町村税の中でも国民健康保険税のウエイトが高くなっています。



次に、滞納額に占める町村税の内訳をみるため、参考として平成 18 年度の関係町村における構成割合を図示すると、国民健康保険税が最も高く約 59 %を占めています。

国民健康保険税の次には固定資産税が高く、全体の約 29 %を占め、次いで個人住民税が約 10 %となっています。



このような状況の下、関係町村においては、町村税の賦課徴収はもとより、税の滞納処理を町村固有の業務として取り組んできました。しかし、経済低迷が続く中では収納率アップの成果がなかなか挙がらず、現在に至っています。また、滞納処理が困難な背景には、徴収専門職員の不足（不在）、人事異動等により徴収の専門知識・ノウハウが蓄積されない、滞納者との距離が近く差押処分がやりづらい、行政への不満等による滞納事由から差押処分がやりづらいなどの様々な事情があります。

しかし、行政運営の基本財源である税収を安定確保していくことは地方自治体にとって極めて重要であり、そのためには、新規滞納の未然防止を図るとともに、町村税の滞納額を圧縮・整理することが急務であります。

こうした意味からも、滞納整理事務に取り組んでいく広域連合の果たす役割は大きく、関係町村の税財源を確保することはもとより、税負担の公平性の確保と効率的な徴収体制の確立を目指し、さらなる取組の強化を図っていくことが求められています。

(2) 今後の方針

厳正で的確な滞納処分を行うことにより、より一層の税負担の公平化を推進するとともに、広域化のメリットを最大限に発揮させるため、関係町村からの引受事案の増加に努めます。

また、関係町村の税務行政の向上とより高度で効率的な滞納整理事務の実現を目指して、関係町村の税務研修機関としての機能を強化するとともに、組織体制の充実強化に取り組みます。

(3) 施策

- ・ 関係町村と協議をしてきた基本方針に沿って引受事案を選定し、厳正かつ的確な滞納処分を執行します。
- ・ 関係町村との連携をより一層深め、催告、調査等の事務を円滑に行うことにより、効果的、効率的な滞納整理事務の遂行に努めます。
- ・ 関係町村から発信された滞納情報（引継ぎ・引受による滞納者情報や収入情報）を広域連合と町村で共有できるよう、滞納管理情報のシステム化を図ります。
- ・ 広域連合に蓄積された徴収技術やノウハウ等を関係町村へフィードバックするため、特別研修などを実施し、関係町村税務職員の徴収技術の向上を図ります。

2 国民健康保険事業に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること

(1) 現状と課題

国民健康保険は、医療保険制度の中核として大変重要な役割を果たしていますが、急速な高齢化の進展や医療の高度化、生活習慣病の増加などにより、保険給付は年々増加し、国保財政が逼迫する状況にあります。

国は75歳以上の高齢者を対象に都道府県を保険者とする後期高齢者医療制度を創設し、平成20年4月から施行する予定となっています。これにより、現役世代と高齢者の負担の是正と高齢者医療の安定した財政運営を行うこととしております。

しかし、小規模な基礎自治体にとっては、被保険者数の減少に加え、高医療費による保険給付の発生などから保険税の増加に大きな影響を与え、国保財政への負担リスクが高まることが懸念されています。

これら国の医療保険制度改革の流れや自治体における保険給付を確保するため、関係町村との広域化により、安定的かつ円滑な事業運営が重要であります。特に、二次医療圏に含まれる本広域連合は、国保財政の安定化に大きな期待と意義があると思われれます。

本広域連合の関係町村の国保の状況について、「後志国保のすがた」(道国保連後志支部発行)の資料をベースにして、現状をまとめてみました。

国保被保険者数の状況

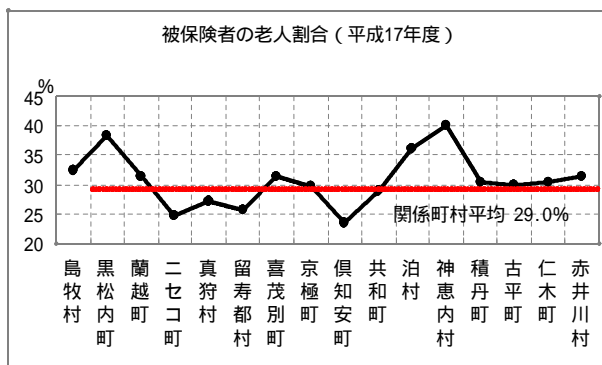
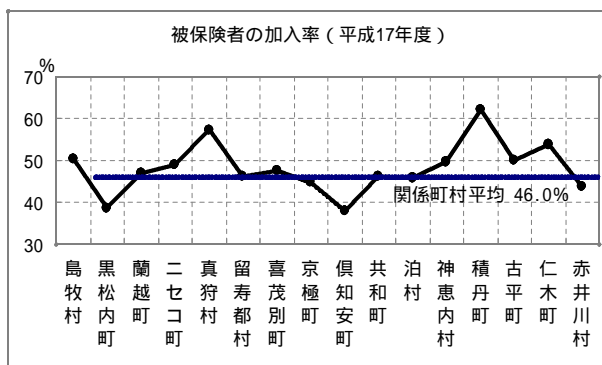
平成17年度末現在では、人口総数が65,084人、被保険者総数が29,969人で、加入率(人口に占める被保険者割合)は46.0%となっています。また、老人割合(被保険者のうち65歳以上が占める割合)は29.0%となっています。

しかし、これらの加入率と老人割合には町村間で地域差があり、バラツキが見られます。

(単位：%)

平成17年度	高齢化率 (国調)	国保被保険者数	
		人口に占める 被保険者割合	被保険者の内 65歳以上が占 める割合
島牧村	35.2	50.5	32.3
黒松内町	31.4	38.5	38.3
蘭越町	30.3	46.8	31.5
二セコ町	24.8	48.8	24.7
真狩村	27.4	57.4	27.1
留寿都村	22.4	46.3	25.8
喜茂別町	29.6	47.5	31.5
京極町	28.7	45.0	29.7
倶知安町	19.7	37.9	23.4
共和町	24.5	46.2	28.9
泊村	31.9	45.9	36.1
神恵内村	39.0	49.6	40.0
積丹町	37.4	62.1	30.3
古平町	32.7	50.0	29.9
仁木町	30.7	53.9	30.5
赤井川村	25.6	43.8	31.3
関係町村計	27.0	46.0	29.0

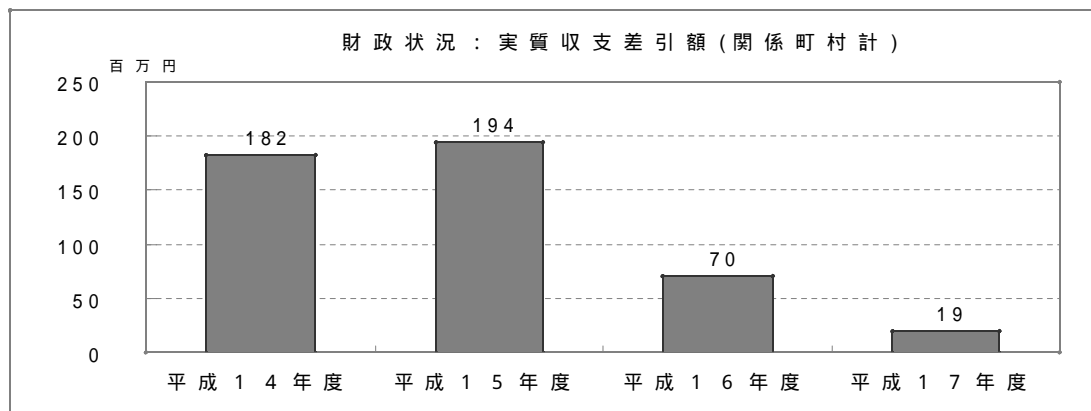
注) 被保険者数は平成17年度末現在



財政状況

過去4年間（平成14～17年度）の決算収支の推移は、黒字決算となっておりますが、平成15年度の1億9,362万円をピークに、平成16年度には1億円を割り、さらに減少化傾向にあります。

また、町村間の差が見られ、平成16年度以降赤字の保険者も増となっております。

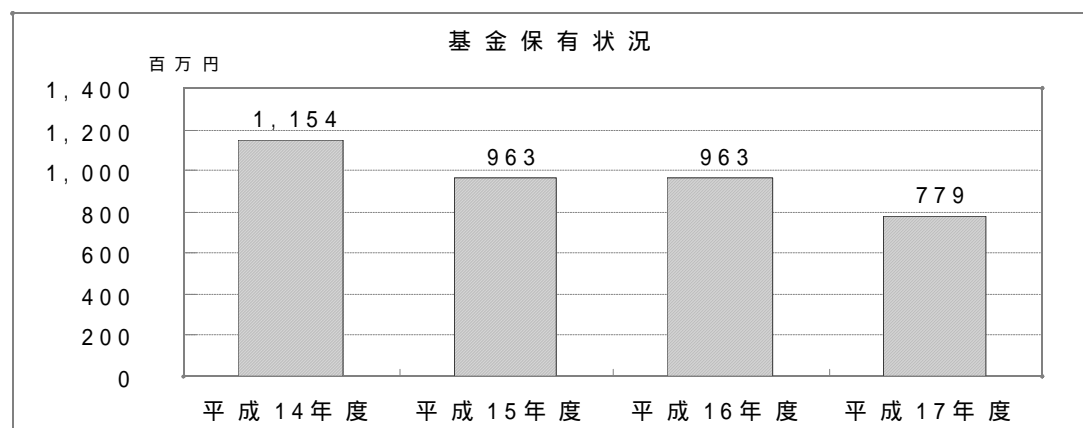


決算収支

(単位:千円)

	収入決算額	支出決算額	収支差引額	一般分	国庫支出金 精算額	実質収支差引額		
						黒字 保険者数	赤字 保険者数	
平成14年度	7,546,146	7,392,950	153,196	133,527	48,943	182,470	13	3
平成15年度	8,054,054	7,892,953	161,101	169,203	24,418	193,620	14	2
平成16年度	7,991,086	7,932,790	58,296	104,188	33,873	70,315	12	4
平成17年度	8,274,563	8,271,437	3,126	57,581	38,119	19,462	10	6

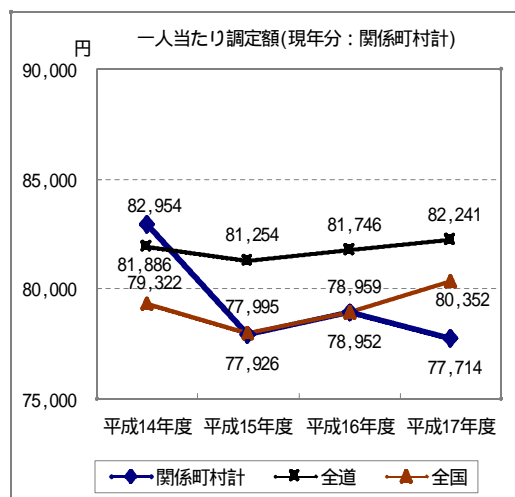
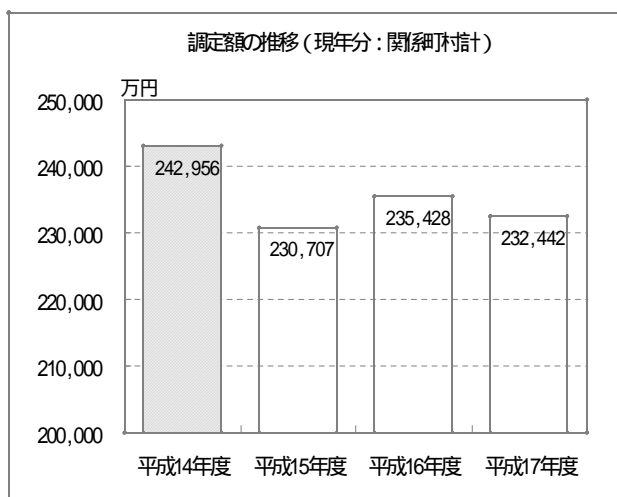
基金の状況は、関係16町村中基金を保有しているのは14町村で、保有額は、平成14年の11億5,430万円、平成15年度には9億6,293万円と減少し、平成16年度は、平成15年度実績を維持したものの、平成17年度には7億7,898万円へ更に減少し、厳しい財政状況が続いています。



保険税・収納の状況

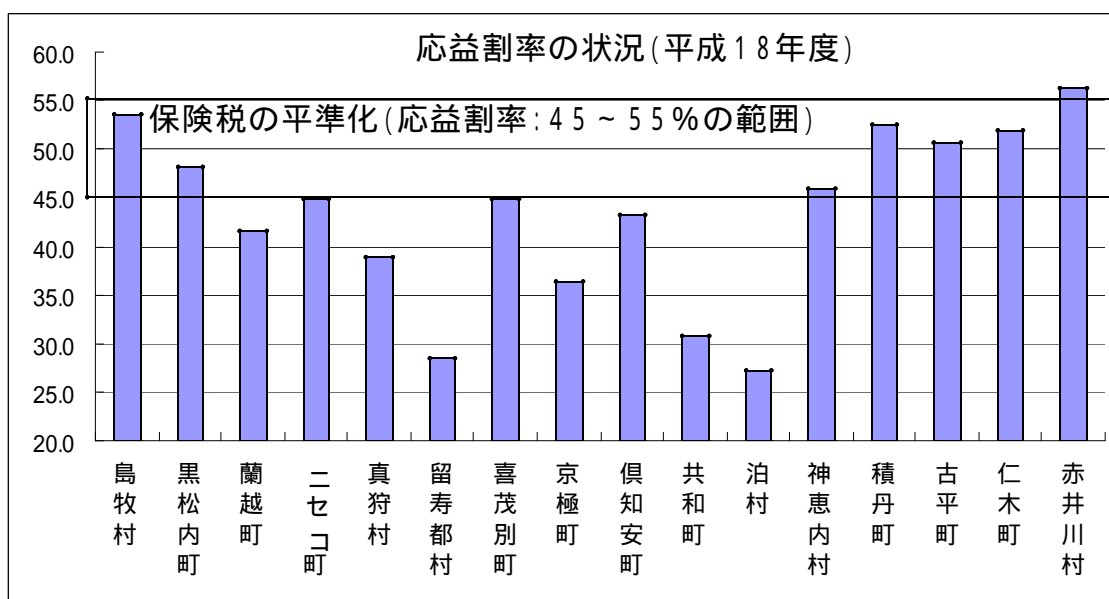
関係町村全体の調定額（現年分）は平成14年度以降減少傾向にあり、1人当たりの調定額も、平成17年度は全道、全国平均を下回っています。ただし、関係町村のうち5町村が全道平均を上回り、地域差が見られます。

賦課方式は、基礎賦課分については、関係町村すべてが4方式となっています。また、介護分は、2町村が3方式、他の14町村が4方式となっております。



また、賦課割合の応益割合率が45～55%の範囲で、保険税負担の平準化に達している町村は、平成18年度現在6保険者で関係町村の約4割程度です。そこでは、低所得者等への7割・5割・2割の軽減策を講じています。

しかし、保険税負担の平準化には被保険者の老人割合や医療費格差、産業形態の違いから所得格差もあり、それらの課題解決にはかなりの時間を要するため、当面は、関係町村それぞれの医療費実績数値による「自賄い方式」で運営することにしています。

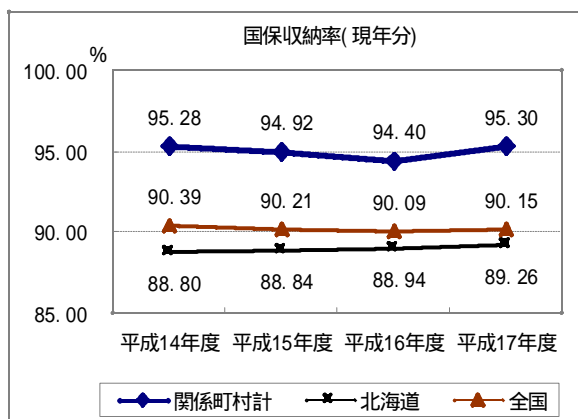


関係町村の収納率（全被保険者・現年分）は、全道や全国と比較し高い率で推移しています。

収納率の状況

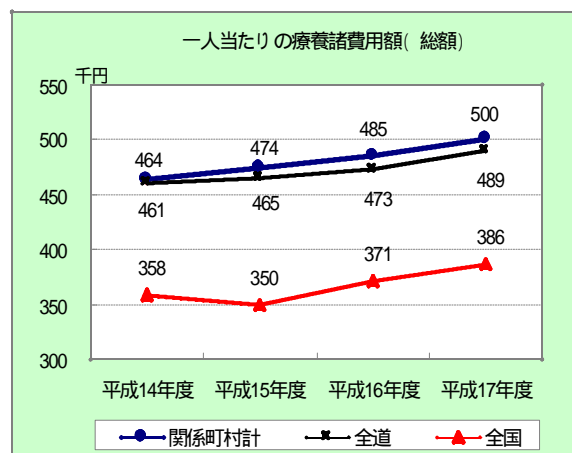
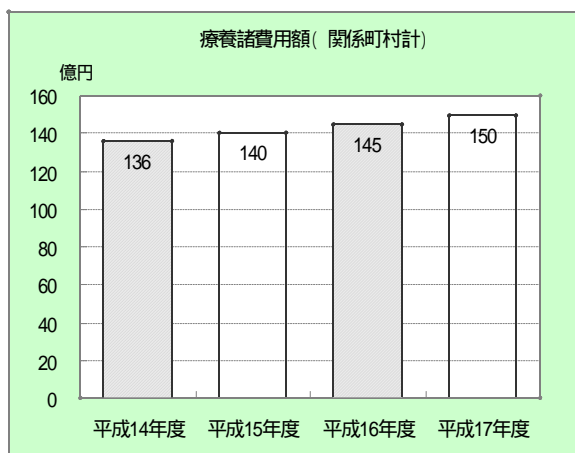
（単位：％）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
島牧村	93.98	94.39	94.17	94.20
黒松内町	96.95	97.29	97.13	98.87
蘭越町	96.02	95.50	95.77	95.65
二セコ町	94.81	95.39	95.76	95.66
真狩村	97.43	98.12	97.85	97.47
留寿都村	92.80	93.58	94.73	97.41
喜茂別町	94.80	93.79	93.21	93.62
京極町	96.55	96.38	95.72	96.08
倶知安町	95.02	94.14	93.16	93.60
共和町	96.15	96.10	95.85	95.75
泊村	97.32	93.38	94.84	93.96
神恵内村	98.26	98.54	97.76	98.23
積丹町	93.31	93.35	92.69	96.21
古平町	90.83	90.68	88.67	91.62
仁木町	97.10	95.95	94.21	97.52
赤井川村	94.07	93.50	94.91	93.54
関係町村平均	95.34	95.01	94.78	95.59



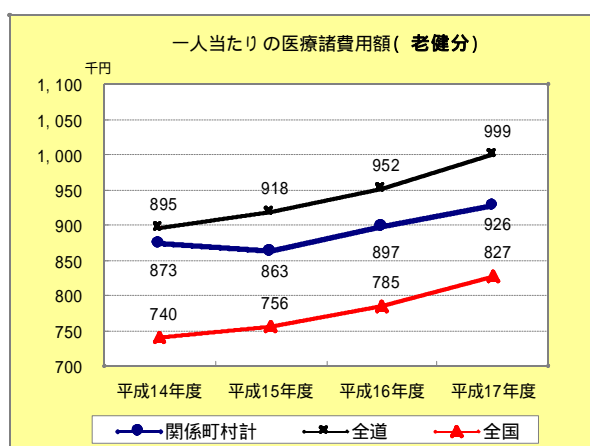
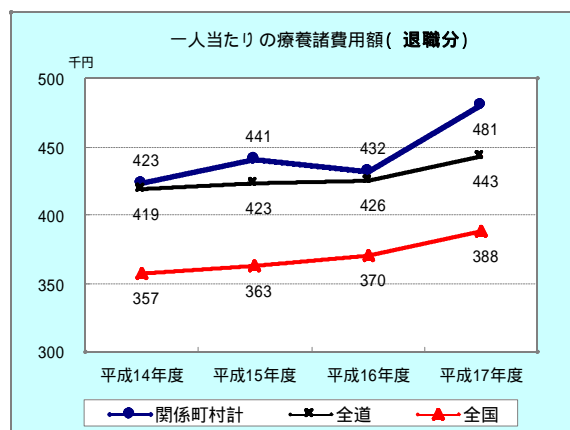
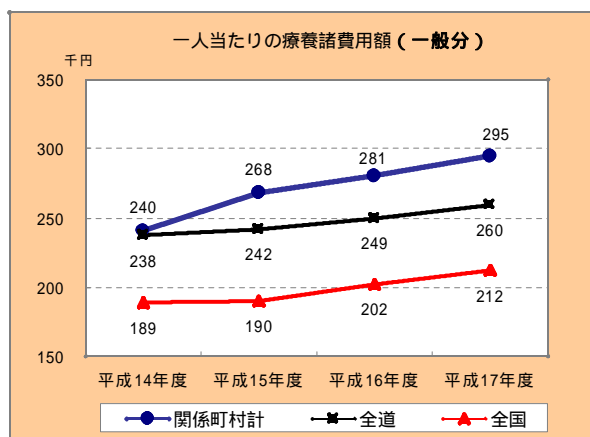
保険給付の状況

過去4年間（平成14～17年度）では、保険給付の療養諸費用額（関係町村計）は、平成14年度の135億87百万円から毎年4億5千万円程度増加し続け、平成17年度には149億52百万円に至っています。それとともに、1人当たりの療養諸費用額（総額）も増加し、全道や全国よりも高い数値となっています。



さらに、1人当たりの療養諸費を一般分・退職分・老健分の被保険者別に分けてみると、老人保健事業対象者の医療諸費用額は全道より低いですが、若い年齢層の一般被保険者分と退職被保険者分の療養諸費用額が全道よりも高くなっています。

一般分と退職分が1人当たりの療養諸費用額の総額を押し上げているともいえます。



医療費適正化対策

医療費の適正化を図るため、本広域連合の5割に当たる8町村では平成19年度に厚生労働大臣から高医療費市町村の指定を受け、安定化計画を作成し、医療費適正化に取り組んでいます。

(2) 今後の方針

高齢化の進展や医療の高度化、生活習慣病の増加などにより、今後も医療費の増加が続くと懸念されますが、広域化のスケールメリットを生かし、保険財政の安定化を図るため検討してまいります。また同時に、関係町村との連携を密にして介護保険との一体的事業展開を図り、本広域連合内に住む高齢者の保健・医療・福祉の向上に寄与するよう努めます。

また、国保に関する事務については、被保険者の利便性に配慮しつつ、広域連合と関係町村がその役割を明確にし、事務の効率化を図ります。

(3) 施策

本広域連合が行う国民健康保険の事務を項目ごとに列記し、施策としてまとめます。

1 被保険者の資格管理に関する事務

広域連合は、被保険者台帳を作成し、その台帳により被保険者資格情報を管理します。

また、被保険者証の交付、短期被保険者証と資格証明書の発行・解除から住所地特例者の管理、被保険者異動実績出力処理の事務を行います。

関係町村が行う事務は、一般に各種申請の受付事務や被保険者異動届等の窓口事務です。

2 保険税の賦課徴収に関する事務

保険税の税率・限度額については、当面、関係町村の現状を継続し、不均一賦課とします。

賦課方式は、広域連合では地方税の課税権がないことから、「分賦金方式」を採用しますが、将来的には、保険料の採用について今後検討します。

関係町村で行っている減免措置については、現行どおり各町村で実施します。

3 保険給付の事務に関すること

保険給付については、高額療養費、葬祭費、出産育児一時金等の給付申請等の受付事務を関係町村で行い、その結果を広域連合へ送付します。

広域連合は、その申請について審査の上受理等を決定し、申請者へ支給決定通知を行い、国保連からの給付情報との整合性を図りながら、給付実績を一括管理します。

また、レセプトの点検及び保管については、広域連合が実施します。

そのほか、老人保健拠出金（後期高齢者支援金）、介護納付金及び共同事業拠出金については、広域連合で取り扱うこととします。

4 保健事業に関すること

保健事業については、当面関係町村において実施することといたしますが、保険者として広域連合全体を見据えた保健事業の展開を今後検討します。

5 国民健康保険運営協議会の設置に関すること

広域連合においては、国民健康保険運営協議会を設置することとし、関係町村からの推薦を受けた委員により構成します。

6 その他全般に関すること

・国民健康保険事業の運営の安定化計画については、該当関係町村で作成した計画を広域連合で取りまとめ、広域連合としての安定化計画を作成します。

・基金については、現状どおり関係町村ごとに管理・運用します。

・事業月報及び交付税事務の取扱いについては、現状どおり関係町村が行い、広域連合で取りまとめます。

3 介護保険事務に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること

(1) 現状と課題

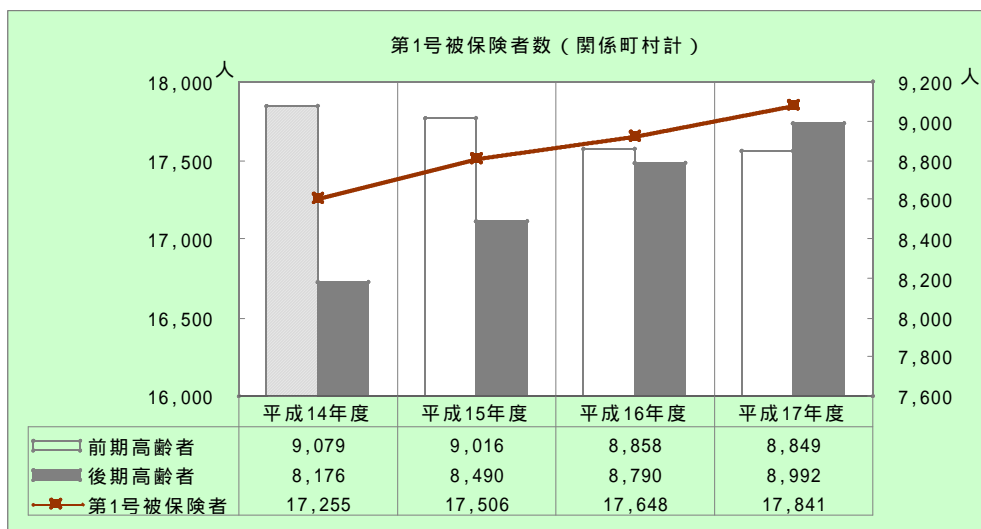
平成 12 年度に始まり、第 1 期、第 2 期と 3 年毎に計画の見直しを行ってきた介護保険事業は現在、平成 17 年 6 月の大幅な法改正によって、平成 18 年度から平成 20 年度までを期間とする第 3 期計画に基づいて実施されています。

現況について

過去 4 年間（平成 14 ～ 17 年度）の介護保険事業の実績から関係町村の現況をみます。

第 1 号被保険者数の状況

第 1 号被保険者（65 歳以上の高齢者）は、75 歳を境にして前期と後期に分けると、前期高齢者の数は減少していますが、後期高齢者の数は大幅に増加し、全体として増加傾向にあり、平成 17 年度は関係町村計で 17,841 人となり、総人口（65,084 人）の約 27 % に相当しています。



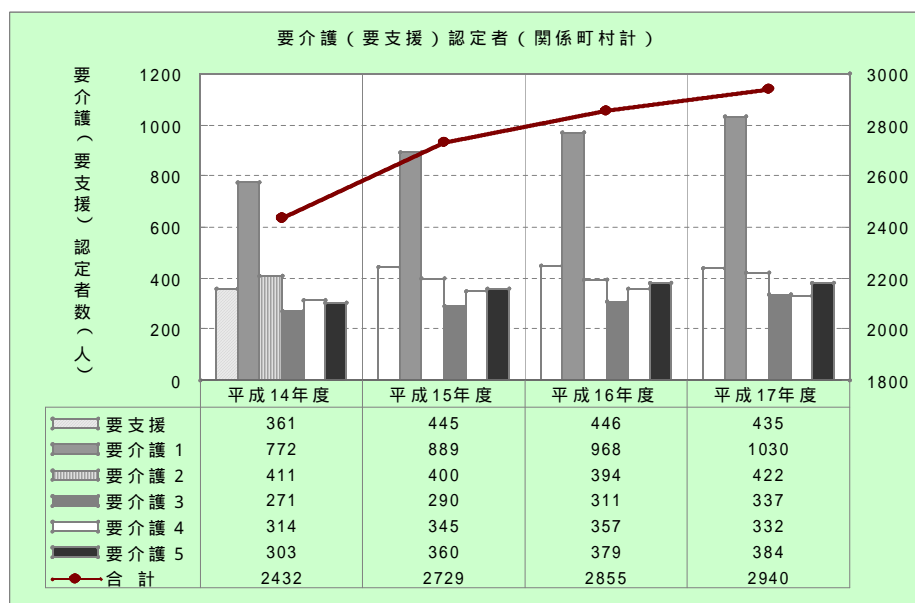
要介護認定者とサービス利用者の状況

現在、要介護の認定作業は、4 地区（南後志、羊蹄山麓、岩宇、北後志）に設置された認定審査会で審査を行い、その調書によって関係町村ごとに実施しています。

組合等の名称	組合を組織する地方公共団体	共同処理事務の内容
南後志地区介護認定審査会	島牧村、寿都町、黒松内町	要介護審査判定 障害程度区分審査判定 に関する事務
羊蹄山麓地区介護認定審査会	蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町	要介護審査判定に関する事務
岩宇地区介護認定審査会	共和町、岩内町、泊村、神恵内村	要介護審査判定に関する事務
北後志地区介護認定審査会	積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	要介護審査判定に関する事務

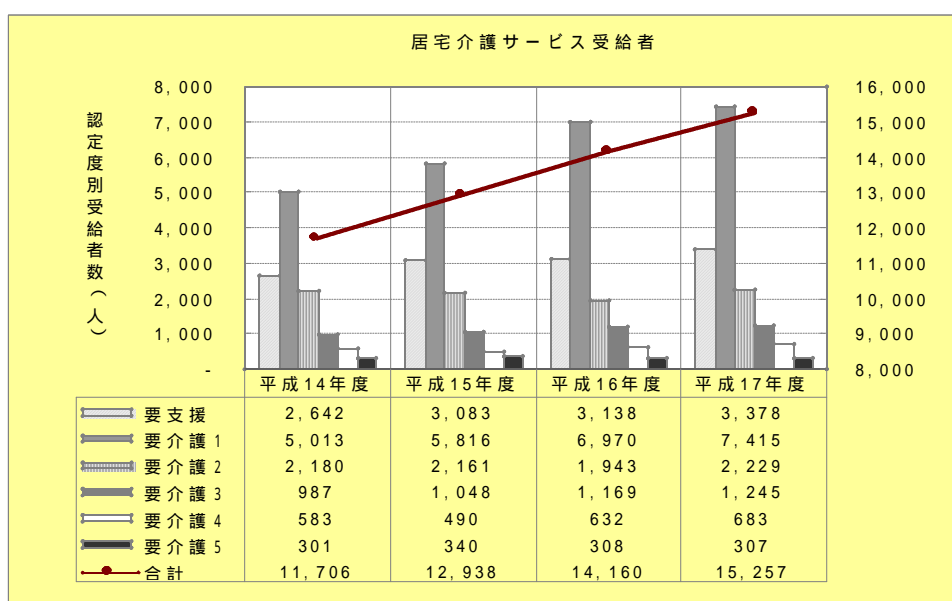
要介護認定者は、要支援と要介護 1 の軽度認定者が全体の半数近くを占め、中でも要介護 1 の認定者が特に多くなっており、認定者全体の増加に大きな影響を与えています。

このため、今回の制度改正では、要介護 1 の段階を更に細分化し、新たに要支援 2 を設け、要支援 1 と要支援 2 からなる要支援者に対し新予防給付を実施することになりました。



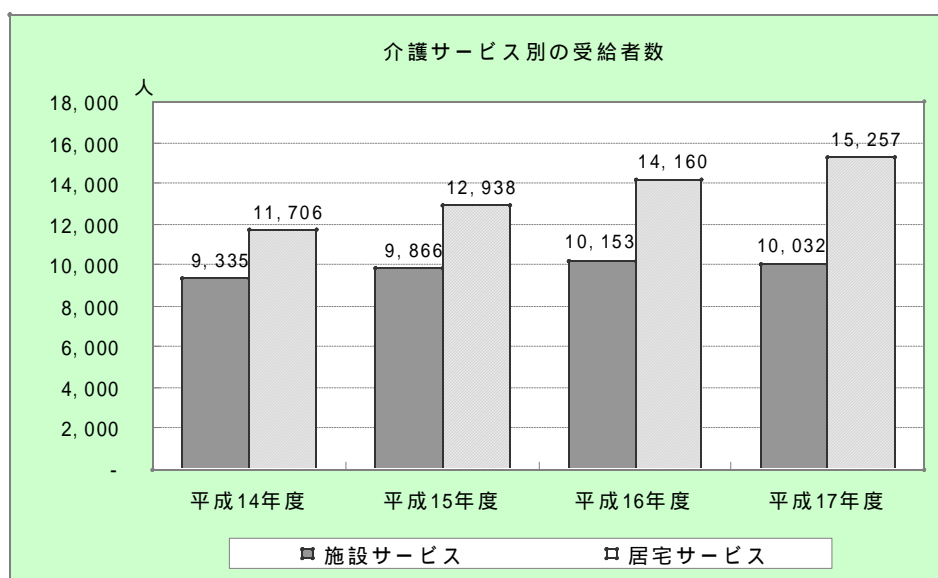
介護サービス利用者（受給者）は、認定者と同様に、要介護 1 の利用者が最も多く、その伸びが利用者全体の増加を招く大きな要因となっています。

しかし、今後の第 3 期（平成 18 ～ 20 年度）以降については、新制度（新予防給付）の導入効果によって、介護サービス利用者は減少すると推測されています。



次に、介護サービスの利用状況を施設サービスと居宅サービスに分けると、居宅サービス利用者の方が多く、大幅に増加しているのに対し、施設サービス利用者の伸びはわずかで推移しています。

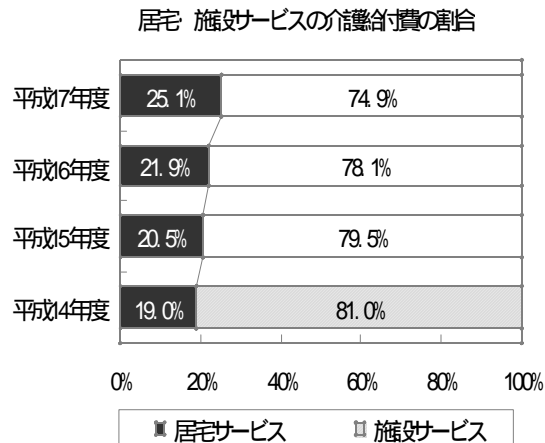
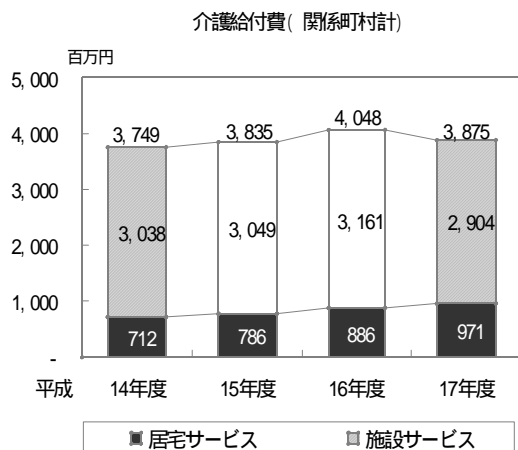
平成 17 年度の介護サービス受給者数は、居宅サービス受給者が15,257人で、施設サービス受給者は 10,032 人となっています。



介護給付費の状況

介護給付費（関係町村計）は、平成 16 年度の 40 億 4,800 万円をピークに減少に転じ、平成 17 年度末では 38 億 7,500 万円となっています。

介護サービス別で介護給付費をみると、施設サービスが居宅サービスを大きく上回っていますが、年々その幅は縮小し、平成 14 年度の施設：居宅 = 4：1 から平成 17 年度には施設：居宅 = 3：1 の割合になり、その結果が介護給付費の減少へとつながっています。



保険料の状況

関係町村の介護保険料基準額の平均値をみると、第1期の3,184円/月から第2期の3,380円/月を経て、第3期には3,616円/月へと増加しています。また、各期保険料基準額の最大と最小の差は第1期の641円から第2期1,317円、第3期1,825円へと拡がる傾向にあります。

第2期から第3期への保険料基準額の変化をみると、増加が8保険者、減少が3保険者、変わらないのが5保険者となっています。

所得段階区分については、8段階の古平町を除き15保険者で、6段階を採用しています。

(単位：円)

町村名	第1期(月額)	第2期(月額)	第3期(月額)	伸び率(2期 3期)	所得段階区分
島牧村	3,090	3,192	4,100	28.4%	6段階
黒松内町	3,309	3,600	4,000	11.1%	6段階
蘭越町	3,342	3,742	3,742	0.0%	6段階
二セコ町	3,475	4,150	4,150	0.0%	6段階
真狩村	2,984	3,000	3,000	0.0%	6段階
留寿都村	2,975	2,983	3,000	0.6%	6段階
喜茂別町	3,250	3,150	3,000	4.8%	6段階
京極町	3,150	3,667	3,667	0.0%	6段階
倶知安町	3,100	3,300	2,800	15.2%	6段階
共和町	3,150	3,150	3,667	16.4%	6段階
泊村	3,275	3,183	3,992	25.4%	6段階
神恵内村	3,392	3,750	3,850	2.7%	6段階
積丹町	2,834	2,833	3,133	10.6%	6段階
古平町	3,125	3,683	4,175	13.4%	8段階
仁木町	3,500	3,292	2,958	10.1%	6段階
赤井川村	3,000	3,400	4,625	36.0%	6段階
平均	3,184	3,380	3,616	7.0%	
最大:最小の差	641	1,317	1,825		

地域包括支援センターの設置状況

新制度に基づく地域包括支援センターは、平成19年4月現在、関係16町村のうち12町村で設置され、センター活動が実施されています。

平成19年度地域包括支援センター設置状況

町村名	地域包括支援センター名	運営主体	開始年月日	職員数(兼務職員含む)				
				社会福祉士	保健師等	主任ケアマネ	その他	計
島牧村	島牧村地域包括支援センター	島牧村	H19.4.1	-	1	1	-	2
黒松内町	黒松内町地域包括支援センター	(福)黒松内町社会福祉協議会	H18.4.1	1	1	-	-	2
蘭越町								-
ニセコ町	ニセコ町地域包括支援センター	ニセコ町	H19.4.1	-	1	1	1	3
真狩村	真狩村地域包括支援センター	(福)北海道福心会	H19.4.1	1	1	-	-	2
留寿都村								-
喜茂別町								-
京極町								-
倶知安町	倶知安町地域包括支援センター	倶知安町	H18.4.1	1	2	1	1	5
共和町	共和町地域包括支援センター	共和町	H19.4.1	-	1	1	1	3
泊村	泊村地域包括支援センター	泊村	H19.4.1	-	1	-	-	1
神恵内村	神恵内村地域包括支援センター	(福)札幌恵友会	H19.4.1	1	-	-	-	1
積丹町	積丹町地域包括支援センター	積丹町	H19.4.1	-	2	1	4	7
古平町	古平町地域包括支援センター	古平町	H19.4.1	-	4	-	1	5
仁木町	仁木町地域包括支援センター	仁木町	H19.4.1	-	4	-	2	6
赤井川村	赤井川村地域包括支援センター	赤井川村	H19.4.1	1	1	1	-	3

注:平成19年4月1日現在

今後の課題について

現状を踏まえ、本広域連合の当面の課題を4つの項目に分けて列記します。

現在、要介護認定は、4つの地区毎に設置した認定審査会で審査した判定結果に基づいて各町村ごとに認定作業を実施していますが、北後志地区と岩宇地区の2地区については広域連合の構成町村でない余市町と岩内町に認定審査会の事務局があり、そこで関係7町村の認定審査が実施されていますが、この広範な行政区域において、本広域連合の認定作業を円滑かつ効率的に運営するためには、関係町村との連携の下に、どのような組織体制を構築し、どのような進め方をしていくかが課題の一つとなります。

現在、関係町村ごとに行われている介護保険の事務(被保険者資格管理、介護保険料の賦課徴収、介護に関する申請受付、保険給付)について、関係町村の各地域で高齢者が安心して暮らせるよう、本広域連合と関係町村との役割分担を明確にすることが必要です。

関係町村の第3期介護保険事業計画では、それぞれ平成20年度を目標に地域の介護特性を踏まえた事業展開を行っていますが、本広域連合全体としての介護保険事業を円滑かつ計画的に運営していくためには、関係町村と協力して十分な協議を重ね、ある一定の方向に集約した本広域連合の事業計画を策定し、その計画の下に事業を推進していくことが必要です。

本広域連合地域の高齢者がいつも元気で健やかに安心して暮らせるよう、また、増加する医療費や介護費用を少しでも抑制できるよう介護保険事業の予防施策に関連し、保健・医療・高齢者福祉の総合的な視点に立って、関係町村で実施している保健事業や医療事業、介護保険事業以外の高齢者福祉事業などとの連携を図る必要があります。

(2) 今後の方針

上記の現状と課題を踏まえ、以下の項目について、今後の具体的方針を列記します。

介護認定審査会の運営に関すること

広域的に介護認定審査会を進める上での組織体制、認定審査の進め方等についての方針を定めます。

介護保険の事務に関すること

被保険者資格管理、介護保険料の賦課徴収、要介護・要支援認定（更新）等、保険給付事務等の介護保険全般にわたる広域連合と関係町村間との事務処理を迅速かつ効率的に進めるため、関係町村と連携・協力し、介護保険事務の情報化を図り、統一システムとネットワークの構築を目指します。

介護保険事業計画（以後、「事業計画」という。）の策定及び推進に関すること

関係町村の事業計画は、現在、第3期計画が進行中で、残すところ平成20年度の1年となっています。このため、平成21年度から平成23年度までの第4期計画策定が必要であり、各町村が策定する高齢者保健福祉計画との整合性を図り、関係町村と十分な協議を重ね、広域連合介護保険事業計画を策定します。

介護予防事業に関すること

平成18年度に介護保険制度が改正され、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する目的で、地域支援事業が創設されています。これに伴い、老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業、在宅介護支援センター事業を見直し、新たに介護保険制度の中で位置付けられることとなっています。

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業の3事業から構成され、各町村が行う必須事業（介護予防事業、包括的支援事業）と各町村の判断により行われる任意事業とに分けられています。

今後は、介護保険事業の大きな柱の一つである介護予防施策を広域連合の役割としてどう展開し、また、関係町村の施策とどう結びつけていくかについての方針を定めていきます。

(3) 施策

今後の方針に基づき、次の施策を展開します。ただし、本計画は5年間（平成19～23年度）の短期間であることから、すべての項目に対応した施策展開は財政的にも難しく、優先して必要なところから順次、施策を展開します。

介護認定審査会の運営に関する施策

ア 介護認定審査会の組織体制

広域連合における介護認定審査会の組織体制は、当面、現在4地区で実施している審査会を現状どおり実施し、広域連合の構成町村でない南後志地区の寿都町と、また、余市町、岩内町に設置している北後志地区と岩宇地区の2つの事務局とは共同設置で運営をすることとします。

イ 認定調査事務

認定調査事務は、広域連合と関係町村とが役割分担により実施します。

関係町村は、認定申請の受理、更新・区分変更の窓口事務と相談業務、認定調査、1次判定処理、審査資料の作成及び審査会の判定依頼事務を行います。

広域連合は、判定結果を基に認定を行い、被保険者への認定通知結果等を行います。

また、申請の却下、認定有効期間の満了通知、認定の取消し、住所移転後の認定などの事務を行います。

介護保険の事務に関する施策

ア 被保険者資格管理に関すること

被保険者資格管理については、住民からの被保険者資格の取得、喪失、異動の届出等窓口事務は関係町村において処理し、被保険者証の発行、被保険者台帳の作成は広域連合で行います。また、広域連合と関係町村との間の情報伝達を迅速、的確かつ効率的に行うため、事務処理システムの統一化を図るとともに、審査支払機関（国保連）への資格情報の伝達と併せて情報ネットワークを構築し、広域連合が被保険者の資格情報を一括管理します。

イ 介護保険料の賦課徴収に関する施策

介護保険料の賦課徴収については、広域連合が行います。ただし、滞納保険料の徴収については、関係町村が協力して滞納者の情報提供等を行い、様々な収納対策を講じて徴収率の向上に努めます。

保険料の賦課については、平成20年度に策定する第4期介護保険事業計画（平成21～23年度）に基づき、各関係町村が決定する保険料率で実施します。

また、保険料統一に向け、今後関係町村との協議、検討を行っていきます。

介護保険料の賦課には事務処理の情報化が必須であり、早急に情報化を進めます。

保険料減免申請、保険料滞納による償還払給付申請等の受付については、関係町村の窓口事務で行い、その結果を広域連合へ送付します。広域連合は、その申請について審査の上受理を決定し、申請者へ通知します。

ウ 保険給付の事務に関する施策

保険給付については、要介護者等からの介護サービス計画関係の届出、償還払支給申請、高額介護サービス費支給申請等の受付事務は関係町村において行い、広域連合へ送付します。広域連合は、その申請について審査の上受理等を決定するとともに、申請者へ支給決定通知を行い、国保連への受給資格異動情報や償還払い実績情報等の提供を行います。また、国保連からの給付情報との連携を図りながら給付実績の一括管理を実施します。

介護保険事業計画の策定及び推進に関すること

関係町村は、第3期事業計画の実施を平成18年度に開始し、現在2年目に入っています。

計画期間は3年間であり、広域連合の事業計画は、第4期事業計画から策定開始する考えています。

広域連合の事業計画策定に当たっては、関係町村が作成する第 4 期事業計画の素案を参考に、介護保険事業計画策定委員会において検討を重ね策定することを原則とします。

また、事業計画は各町村で作成する高齢者保健福祉計画と一体化しているため、地域の高齢者が元気で健やかに安心して暮らせるよう計画相互の調整を十分に図っていきます。

なお、広域連合の介護保険事業計画策定委員会の委員は、関係町村の副町村長と担当課長の計 16 名で構成されます。

介護予防事業に関する施策

介護予防は、改正介護保険法によって創設された地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）と新予防給付が大きな柱となりますが、地域支援事業の実施については、地域での効果的、効率的な事業の実施を図るため、関係町村に委託します。

広域連合としては、事業実施に向け、関係町村への情報提供や連絡調整等を行い、地域に暮らす高齢者への介護予防施策の充実を図ります。

4 広域化の調査研究に関する事務

(1) 現状と課題

社会情勢の変化に柔軟に対応し、さらなる住民サービスの向上や個性ある地域づくりを進めるためには、規約に定められた事項や新たに生じる課題等について、柔軟かつ迅速に対応し、均衡ある発展と効率的かつ合理的な行政運営を進める必要があります。

(2) 今後の方針

広域的な住民サービスの向上のため、広域連合に関係町村の担当職員等で構成する調査研究機関を設け、地域の広域的課題について有効な対処方法を研究します。

(3) 施策

規約に定められた次の事項を調査研究する。

- ア 北海道からの事務権限の移譲に関すること
- イ 消防事務に関すること
- ウ し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること
- エ 火葬場の設置、管理及び運営に関すること
- オ 学校給食センターに関すること
- カ 教育委員会に関すること

のほか、広域的な住民サービスを推進するために、新たに調査研究が必要となった事項についても弾力的に調査研究する。

5 広域計画の期間及び改定に関すること

広域計画の期間は、原則として、平成19年度から平成23年度までの5ヶ年とし、その後5年毎に計画期間満了前に見直しを行います。

ただし、事務の追加等の変更が生じた場合は、議会の議決を経て改定することができるものとします。